

「新たな『定数改善計画』」の確実な実施と

義務教育費国庫負担制度の堅持及び拡充を求める請願書

令和8年 7 月 15 日

東郷町議会議長

水川 淳 殿

請願者 愛知郡東郷町大字諸輪字北山 1 2 6 番地

愛知地区教職員組合

執行委員長 高橋 和也

紹介議員

石原 えりか

197名の署名簿を添付

「新たな『定数改善計画』」の確実な実施と 義務教育費国庫負担制度の堅持及び拡充を求める請願書

請 願 趣 旨

貴職におかれましては、日々、教育の発展にご尽力いただき、深く敬意を表します。

さて、未来を担う子どもたちが夢や希望をもち、健やかに成長していくことは、すべての国民の切なる願いです。しかし、学校現場では子どもたちの健全育成にむけて真摯に教育活動に取り組んでいるものの、いじめや不登校など子どもたちを取りまく教育課題は依然として解決されていません。また、特別な支援や日本語教育を必要とする子どもも多く、一人ひとりに応じた適切な支援を行うための十分な時間が確保できないなどの課題にも直面しています。本年度は、二〇二八年度までの「新たな『定数改善計画』」が策定され、中学校の学級編制標準が段階的に三十五人に引き下げられるほか、養護教諭の複数配置基準が小・中学校いずれも五十人引き下げられることとなりました。また、小学校四年生の教科担任制の拡大や、小・中学校における生徒指導担当教師の配置充実などのための教職員定数改善が盛り込まれました。しかし、概算要求に示されたものに比べ、養護教諭の複数配置基準の引き下げ幅が百人から五十人に縮減されているなど、定数改善が大幅に見直されており、子どもたちの健やかな成長を支えるための施策としては、不十分なものであると言わざるを得ません。少人数学級については、保護者・県民からも一人ひとりの子どもにきめ細かな対応ができるという声が多く聞かれます。山積する課題に対応し、すべての子どもたちにゆきとどいた教育を行うためにも、「新たな『定数改善計画』」の確実な実施と、少人数学級のさらなる拡充を含めた次期定数改善計画の策定が不可欠です。

また、子どもたちが全国どこに住んでいても、均等に一定水準の教育を受けられることは憲法上の要請です。しかし、三位一体改革により、義務教育費国庫負担制度の国庫負担率は、二分の一から三分の一に引き下げられたままであり、自治体の財政は圧迫されています。教育の機会均等と水準確保のために、義務教育費国庫負担制度の堅持とともに、国庫負担率を二分の一へ復元することは、国が果たさなければならない大きな責任の一つです。

つきましては、「新たな『定数改善計画』」の確実な実施と、義務教育費国庫負担制度の堅持とともに、国庫負担率二分の一への復元にむけて、内閣総理大臣、内閣官房長官、文部科学大臣、財務大臣、総務大臣に対し、地方自治法第九十九条の規定により意見書を提出されるよう左記の事項についてお願いいたします。

請 願 事 項

一、「新たな『定数改善計画』」を十分な予算とともに確実に実施すること。

二、義務教育費国庫負担制度の堅持とともに、国庫負担率を二分の一へ復元すること。

「新たな『定数改善計画』」の確実な実施と義務教育費国庫負担制度の堅持及び拡充を求める意見書（案）

未来を担う子どもたちが夢や希望をもち、健やかに成長していくことは、すべての国民の切なる願いである。しかし、学校現場では子どもたちの健全育成にむけて、日々真摯に教育活動に取り組んでいるものの、いじめや不登校など子どもたちをとりまく教育課題は依然として解決されていない。また、特別な支援や日本語教育を必要とする子どもも多く、一人ひとりに応じた適切な支援を行うための十分な時間が確保できないなどの課題にも直面している。本年度は、二〇二八年度までの「新たな『定数改善計画』」が策定され、中学校の学級編制標準が段階的に三十五人に引き下げられるほか、養護教諭の複数配置基準が小・中学校いずれも五十人引き下げられることとなった。また、小学校四年生の教科担任制の拡大や、小・中学校における生徒指導担当教師の配置充実などのための教職員定数改善が盛り込まれた。しかし、概算要求に示されたものに比べ、養護教諭の複数配置基準の引き下げ幅が百人から五十人に縮減されているなど、定数改善が大幅に見直されており、子どもたちの健やかな成長を支えるための施策としては、不十分なものであると言わざるを得ない。少人数学級は、地域・保護者からも一人ひとりの子どもにきめ細かな対応ができるという声が多く聞かれる。山積する課題に対応し、すべての子どもたちにゆきとどいた教育を行うためにも少人数学級のさらなる拡充を含めた定数改善計画の早期策定・実施が不可欠である。

また、子どもたちが全国どこに住んでいても、均等に一定水準の教育を受けられることが憲法上の要請である。しかし、三位一体改革により、義務教育費国庫負担制度の国庫負担率は、二分の一から三分の一に引き下げられたままであり、自治体の財政は圧迫されている。教育の機会均等と水準確保のために、義務教育費国庫負担制度の堅持とともに、国庫負担率を二分の一へ復元することは、国が果たさなければならない大きな責任の一つである。

よって貴職においては、来年度の政府予算編成にあたり、「新たな『定数改善計画』」の確実な実施と、義務教育費国庫負担制度の堅持とともに、国庫負担率二分の一への復元にむけて、十分な教育予算を確保されるよう強く要望する。

以上、地方自治法第99条の規定により意見書を提出する。

令和8年 月 日

東 郷 町 議 会

内閣総理大臣
内閣官房長官
文部科学大臣
財 務 大 臣
総 務 大 臣 宛